

第3回 宝塚第一小学校教育環境適正化検討委員会

令和5年(2023年)6月19日(月)10:00～

宝塚第一小学校 視聴覚室

1 開会

2 議題

(1) 宝塚第一小学校の学校規模適正化について

【これまでの議論】

宝塚第一小学校の地域としての考え方の整理

- ① 中長期的な対応・・・校区変更又は学校施設の増築 ⇒ 次回で検討
- ② 短期的な対応・・・通学区域の弾力的運用 ⇒ 本日検討

(2) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 議題(1)宝塚第一小学校の学校規模適正化について

資料2 令和5年度(2023年度)宝塚第一小学校 町丁別 学年別 児童数

[illegible]

議題（１）宝塚第一小学校の学校規模適正化について 通学区域の弾力的運用

1 通学区域の弾力的運用とは

児童生徒数の抑制を図るため、保護者の希望により、対象校から、受け入れに余裕のある隣接する学校への就学学校の変更を許可する制度。

2 対象地域

宝塚第一小学校区全域を対象地域とする。

3 就学学校の変更ができる学校

原則として、宝塚第一小学校区に隣接する学校のうち、適正規模の範囲内にある学校とする。

4 進め方

（１）就学変更ができる学校への説明（７月）

就学変更ができる学校の校長、ＰＴＡ（育友会）、地域（まち協、コミスク）等への説明と理解

※ 事前に宝Ｐ協等に説明

（２）宝塚第一小学校の保護者への説明（７月）

通学区域の弾力的運用について、宝塚第一小学校の保護者へ説明する。

※ 事前にコミスク、ＰＴＡ（育友会）へ説明

（３）新１年生への意向調査（８月～９月）

令和６年度の新小学１年生は、入学前の１０月から１１月にかけて入学予定校において就学時健康診断を受けるため、それまでの間に意向調査を実施し、就学時健康診断を入学予定校で受診できるように手続きを進める。

（４）在校生への意向調査（１０月～１１月）

令和６年度の新２年生から新６年生（現１年生から現５年生）を対象として意向調査を実施し、１月には就学学校変更の手続きを進め、令和６年４月から就学学校変更先の学校へ転校する。

5 通学区域の弾力的運用の注意点

(1) 登下校

原則として保護者の責任により登下校する。

(2) 登下校の手段

原則として徒歩による登下校とするが、必要に応じて公共交通機関等の利用を許可する。

※ 費用は保護者負担

(3) 期間

就学学校を変更した場合、原則として卒業するまでの間は通学する。

また、中学校への進学については、原則として、住所地により指定された学校とする。

令和5年度(2023年度)
宝塚第一小学校 町丁別 学年別 児童数

資料2

No.	住所	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
1	中州1丁目	7	12	6	5	9	13	52
2	中州2丁目	3	1	6	4	7	7	28
3	逆瀬川2丁目	3	5	2	2	2	3	17
4	野上1丁目	10	9	10	9	14	8	60
5	野上2丁目	2	5	3	5	8	4	27
6	宝梅1丁目	4	11	8	9	6	6	44
7	寿楽荘	9	12	11	9	18	9	68
8	宝松苑	5	11	19	12	13	14	74
9	湯本町	26	19	16	14	15	12	102
10	梅野町	13	14	11	13	9	12	72
11	南口1丁目	5	9	5	3	7	11	40
12	南口2丁目	17	22	18	15	17	14	103
13	武庫山1丁目	6	4	5	10	7	5	37
14	武庫山2丁目	24	28	27	23	28	32	162
15	月見山1丁目	6	8	6	7	3	2	32
16	月見山2丁目	7	12	10	8	3	15	55
17	紅葉ガ丘	11	8	7	7	6	6	45
18	長寿ガ丘	6	10	4	8	8	11	47
19	その他	1	1	2	0	5	3	12
計		165	201	176	163	185	187	1,077



